

松阪市中期財政見通し

(平成21年度～平成25年度)

平成20年2月
松 阪 市

1. 策定の目的

- ・ 中期財政収支の見通しをたて、これをもとに将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するため、今後の対応策を検討していく。
- ・ 中期的な視点から、総合計画で定めていく施策・事業の選択など、これらの後年度負担等を明らかにするとともに、財政的視点から基本計画を補完し、実効性を高める。
- ・ 財政に関する情報を幅広く提供し、財政運営への理解を深める。

2. 見通しの期間

- ・ 平成21年度から平成25年度までの5か年とする。

3. 財政見通しの策定

- ・ 財政見通しについては、過去の統計資料等を基に推計するため、普通会計による見直しとする。
 - ※ 普通会計とは、一般会計を中心とし、公営事業会計以外の会計について会計間の重複額などを除いて合算したもの。松阪市では、一般会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・ケーブルシステム事業特別会計を合わせたものをいう。
- ・ 見直し期間中の経済成長率は、国の経済見直し（平成20年1月18日閣議決定）による2.1%（名目）として試算する。
- ・ 行財政制度は、現行制度に変更がないものとする。
- ・ 財政収支の見込みは、別紙のとおりとする。
- ・ 財政調整である財政調整基金の取り崩しと繰越金は、算定から除外する。
- ・ 投資的経費については、歳入から歳出の義務的経費及びその他経費を差し引いたものとする。

4. その他

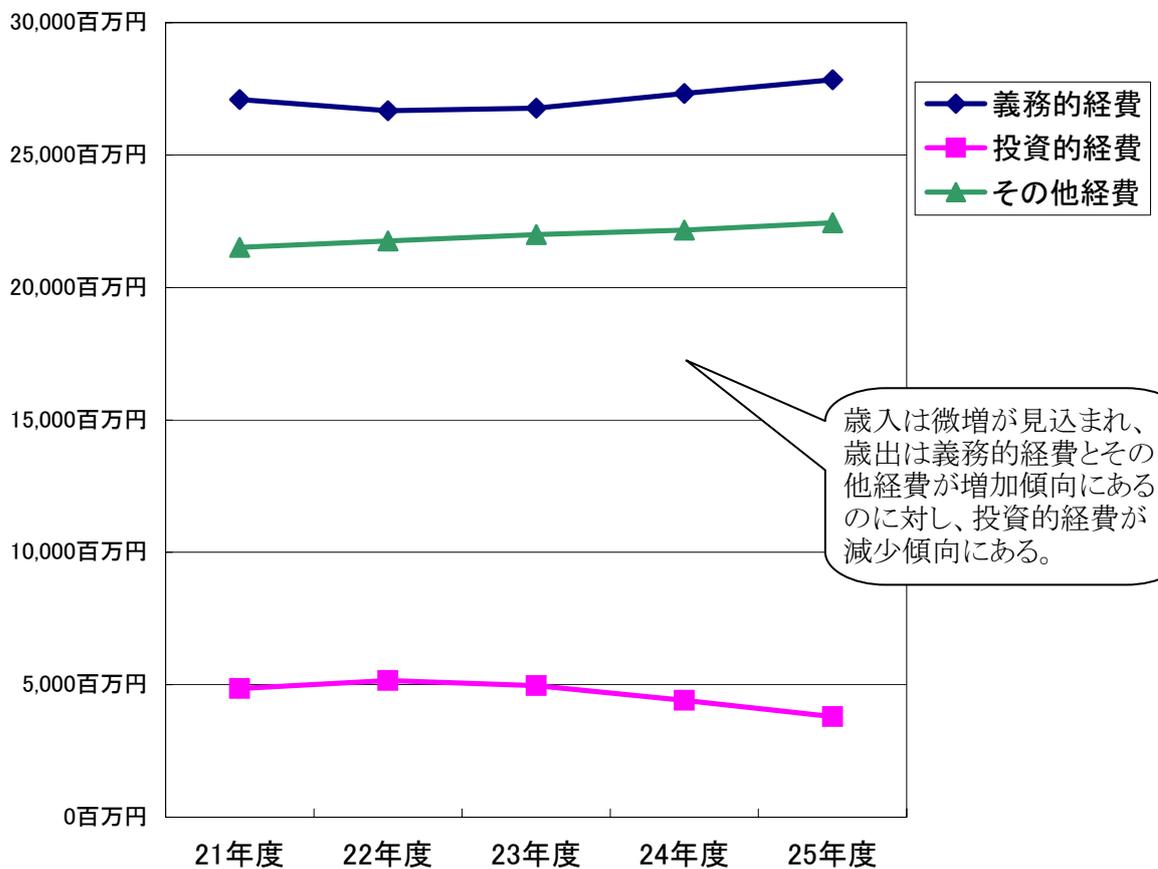
- ・ この中期財政見直しは、現行の行財政制度により策定したものであり、今後、地方財政を取り巻く環境が変化していく中で、財政状況が大きく変わることも予想される。また、将来の予算編成を拘束するものではない。

松阪市中期財政見通し（普通会計）

2008/2 作成
(単位:百万円)

区 分		20年度 (予算)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳 入	一 般 財 源	38,793	38,772	38,884	39,013	39,160	39,324
	市 税	22,160	22,368	22,580	22,796	23,017	23,243
	地方交付税	11,800	11,541	11,409	11,289	11,182	11,087
	そ の 他	4,833	4,863	4,895	4,928	4,961	4,994
	国・県支出金	8,389	8,398	8,410	8,424	8,436	8,447
	地 方 債	2,783	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	その他の特定財源等	2,327	2,799	2,799	2,798	2,798	2,798
合 計	52,292	53,469	53,593	53,735	53,894	54,069	
歳 出	義 務 的 経 費	26,853	27,090	26,675	26,774	27,323	27,839
	人 件 費	11,177	11,209	10,774	10,526	10,975	11,475
	扶 助 費	9,024	9,295	9,574	9,861	10,157	10,462
	公 債 費	6,652	6,586	6,327	6,387	6,191	5,902
	投 資 的 経 費	3,958	4,859	5,163	4,965	4,408	3,793
	そ の 他 経 費	21,481	21,520	21,755	21,996	22,163	22,437
	合 計	52,292	53,469	53,593	53,735	53,894	54,069

歳出の見通し



○収支見通し

区 分	*通常分*	*特定分*
【歳入】		
一般財源		
市 税	市民税以外当該年度予算と同額	市民税について経済見通しとする
地方交付税	普通	元利償還算入分
地方交付税	特別	
その他	原則、当該年度予算と同額	臨時財政対策債を含む
国・県支出金	原則、当該年度予算と同額	将来見込めるもの
地 方 債	借入額を35億円とする（臨時財政対策債を除く）	
その他の特定財源等	原則、当該年度予算と同額（分担金及び負担金、使用料及び手数料など） *財政調整基金の取り崩しは算定から除外 *繰越金は算定から除外	
【歳出】		
義務的経費		
人 件 費	定員管理適正化計画の伸び率△1.5%	退職金の見込
扶 助 費	伸び率3.0%	
公 債 費	現在高による償還額	借入見込による償還額(借入利率1.8%)
投資的経費	*歳入合計から歳出の義務的経費とその他経費を差し引いたものとする	
その他経費	原則、当該年度予算と同額 (物件費、補助費等、繰出金など)	将来見込めるもの

◎財政指標

区分	16年度	17年度	18年度	今後の見通し
経常収支比率	90.2 (90.3)	87.0 (89.0)	88.1 (88.8)	少子・高齢化に伴う社会保障関連経費や団塊世代による退職金が増加する傾向にあるが、今後、行財政改革の推進等により、現状維持ないし微増にとどまる見込みである
財政力指数	0.606 (0.683)	0.630 (0.690)	0.655 (0.723)	行財政改革等に伴う地方財政計画の縮小など地方交付税の減少を見込んでいることから、現状維持ないし上昇傾向にある
公債費負担比率	14.8 (15.1)	16.0 (15.4)	15.3 (15.6)	公債費のピーク時が過ぎたことと借入の抑制により、15%以内になる見込である

※下段()は県下の平均

◎起債残高見込み

(単位:百万円)

会計別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般会計	58,737	58,509	58,256	57,919	57,269	56,651
特別会計	3,039	2,925	2,951	3,000	2,863	2,738
企業会計	67,010	67,807	67,944	68,040	67,960	67,292
計	128,786	129,241	129,151	128,959	128,092	126,681

◎財政収支の見直しにおける課題等

- ◆ 経済見直しによる市税の増加を見込むものの、行財政改革等に伴う地方財政計画の縮小や既往の借入金に対する償還が生じるため、地方交付税は今後減少するものと見込まれ、一般財源の伸びは期待できない。一方、高齢化の進展等に伴う社会保障関連経費（扶助費・繰出金）の増加や、団塊世代による退職金の増加、さらには公共下水道整備事業の進捗に伴う繰出金の増加など歳入の伸びを上回る財政需要が見込まれ、財政を益々圧迫し、厳しい財政運営を強いられることが予想される。そのため、職員削減をはじめとする行財政改革の効果を早期に発揮するとともに、事務事業や受益者負担のあり方などをゼロから見直し、将来にわたり持続可能な財政構造の転換を図らなければならない。

〈参考〉

(単位:百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
退職金	914	1,104	826	731	1,332	1,981
国民健康保険繰出金	1,033	1,048	1,087	1,129	1,173	1,219
介護保険繰出金	1,774	1,817	1,853	1,890	1,928	1,967
後期高齢保険繰出金	1,496	1,566	1,629	1,698	1,759	1,815
公共下水道繰出金	2,491	2,707	2,733	2,863	2,945	3,079

- ◆ 今後、財政運営の健全性を確保するための方策として、計画の着実な実行はもとより中長期的な視野に立ち、下記の方策についてさらに検討し、取り組んでいく。

○歳入の確保

- ・市税等の収納対策の強化
- ・計画的な基金確保
- ・有料広告等の新たな財源確保など
- ・使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ・未利用地の処分活用

○歳出の抑制と適正化

- ・職員数・職員給与の適正化
- ・民間委託等の推進
- ・公債費の抑制
- ・松阪市入札制度の推進など
- ・経費全般についての節減・合理化
- ・公共事業の平準化とコスト縮減
- ・行政評価システム(成果)に基づく事業の選択
- ・公共施設の見直し(統廃合など)

◆ 用語説明 ◆

用語	説明
地方交付税	<p>全国の地方公共団体間の財政的な不均衡を調整して、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障する制度で、地方の固有財源である。</p> <p>地方交付税は、財政力に応じて配分される「普通交付税」（配分総額の94％）と、災害等の特殊な財政事情により配分される「特別交付税」（6％）に分かれる。</p>
国庫（県）支出金	国（県）が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。
繰入金	他会計や基金から繰り入れられた収入。
地方債	市の長期借入金のこと。原則的には、道路、河川などの土木施設や学校等の建設の財源としてのみ発行が許される。
臨時財政対策債	地方財政の財源不足を補てんするために発行が認められた地方債で、本来、普通交付税として国から交付されるべきものが地方債に振り替わったもの。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するもの。
繰越金	決算上の余剰金で翌年度の歳入に編入された金額。
物件費	消費的性質の経費を総称していい、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料などがこれに該当する。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法の法令に基づいて、社会的弱者に対する援助として支出される経費。生活困窮者に対する生活保護費や児童養護施設、保育所に対する措置費、児童手当等がこれにあたる。
補助費等	各種団体に対する補助金、加入団体に対する負担金等。
投資的経費	道路、公園、学校等公共施設の建設のように、資本形成やストックの増加につながる経費。
繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間で、歳入の不足を補うため支出される経費。
公債費	地方債（借入金）の元利償還金及び一時借入金の支払いに要する経費。
経常収支比率	経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性を測定する指標。（高い比率ほど財政運営は硬直する）
財政力指数	財政基盤の強さを表わすもので、積極的な行政活動を行うのに必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを判定する。数値が高いほど財政力が強く、1以上の地方公共団体は普通交付税の不交付団体となり1未満は交付団体となる。
公債費負担比率	一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合で、財政構造の弾力性をみるための指標。（一般的には15%以上警戒ライン、20%以上危険ライン）